



みのる法律事務所  
 弁護士 千田 實  
 〒021-0853  
 岩手県一関市字相去57番地5  
 TEL : 0191-23-8960  
 FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り  
 第371号  
 令和3年3月



いなべん だべんく  
 田舎弁護士の駄弁句 (89)

あね し  
 義姉が師 兄が生徒の やりとりは  
 楽しく生きる 究極ぞ きゅうきょく



令和3年3月3日  
あおぞらうきよのすて  
 青空浮世乃捨

『兄』シリーズの『第9話 いい時いい人その2ー内助の功ー』が脱稿しました。その中で、中学3年一学期までの学歴しかない兄に対し、大学を出た義姉が勉強を教えていた、という話を友人から書くように言われ、書きました。

友人から、当時の状況を聞いて書いているうちに、夫婦でこのような時間が持てることは、人生において、これ以上ない楽しみ方ではないかと気付きました。その情報を教えてくれた上、それを書くように勧めてくれた友に感謝です。

新型コロナウイルス問題で、さんみつかいひ三密回避のため、「GOTO イート」も「GOTO トラベル」も「GOTO イベント」も思うようにできない今、騒ぐだけでない本当に楽しいことを見付けようと思い、『いなべんの哲学ー人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』の実践として、夫婦で勉強することは、究極の楽しみ方だと確信しますが、『いなべんの哲学(第5巻)ー楽しむとは、どういうことでしょうか』では、「夫婦でいっしょに勉強する」は書き落としてしまいました。

遅くなりましたが、この句で、追加補充をさせて戴きます。夫婦が、親子が、ジジ・ババと孫が、一緒に学ぶことは本当に楽しいことだと確信します。

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句 ⑨〇

小三の 孫といっしょに 開始する

英語 パソコン どこまでやれる



令和3年3月3日  
青空浮世乃捨

東京から一関に長男家族が転居して来ます。4月から3年生になる男孫と一緒に勉強会をすることにしています。ジッチとしては、英語とパソコンを特に力を入れてやりたいと思います。

小学校6年、中学3年、高校3年、大学4年、司法研修所2年の合計18年間の学歴のあるジッチですが、パソコンに関しては全く学習していません。まだ学歴2年の孫に付いて行けるか心配です。

孫に教えるなどという考えは全くありません。一緒に学びたいのです。一緒に学んだり、考えたりしたいのです。新型コロナウイルス問題で「GOTO イート」や「GOTO トラベル」や「GOTO イベント」などは控<sup>ひか</sup>えたい今、多くの人が集まって騒<sup>さわ</sup>いだりしなくとも心の底から楽しいと思えることを見付けたいのです。

タイミング良く、たった一人の小学2年生の男孫が近くに来てくれます。孫は「ジッチといっしょに勉強する」などと語ってくれています。喜んで孫の話に乗り、孫と一緒に学ぶことをこれからの楽しみにすることにしました。孫と一緒に楽しむことは年寄の特権です。年を取らなければやれないことです。お陰様で後期高齢者になれた身としては、年寄の特権をフルに活用したいのです。

# 新刊書の御案内と謹呈

田舎弁護士の大衆法律学  
新・憲法の心 第29巻 国民の権利及び義務  
— 学問の自由 —

社会の大部分を占めている、ごく普通の人々、一般の人々に分かり易い法律の解説書を書くことは、若い頃からの夢です。『大衆法律学』と題して、これまで多くの一般大衆向けの法律の解説本を発刊してきました。

特に、憲法は法律の根本です。憲法に関しては、一番多く発刊してきました。中でも憲法9条の戦争放棄と戦力の不保持については、既に30冊を超えて発刊しました。これは、安倍政権が憲法9条改定を目指したので、それを阻止したいという強い思いによるものです。その中でも「自衛隊は、国際救助隊へ」とか、「原発は受身的核兵器」とか「9条は世界憲法へ」などという考えには、多くの方から賛同の声を寄せて戴き、嬉しくて仕方ありません。書くということの喜びを実感します。

憲法が究極の価値としているのは「個人の尊厳」です。つまり、「一人一人の命」と「幸福に一生を送りたい」という基本的人権です。戦争は、人の命と幸福を奪うものですから「戦争絶対反対」の考えを、事ある毎に本に書き発刊したり、講演会で話してきました。これからも命ある限り続けます。

これまでは9条を中心に書いてきましたが、これからは、幸福追求の権利、即ち基本的人権問題に目を転じ「国民の権利及び義務」に関する本を『大衆法律学シリーズ』としては、主に発刊していきたいと考えています。

これまでも『国民の権利及び義務』シリーズは、その総論的な本を何冊か発刊していますが、今回から各論的部分に入ります。その第1回目としては『学問の自由』について発刊しました。菅政権が誕生した瞬間に、菅政権によって、学問の自由が侵害される恐れのある行動がありました。そのタイミングでしたので、各論の第1回目は『学問の自由』になりました。

菅首相の学問の自由に対する侵害は、由々しき問題です。学問の自由が侵害されても、大きな問題ではないなどと呑気に構えてはいけない問題です。菅政権の学問の自由に対する侵害を許したら、憲法9条の改定を許す結果となりかねないのです。学問の自由の侵害は、憲法9条改定の第一歩なのです。

菅首相が外した学者は、9条改定に反対する考えを明確にしている学者です。9条改定を目指す安倍前首相や、その後継者である菅現首相にとって、このような学者は邪魔者です。こういう学者は、政府は受け容れないということを世間に示して置こうという狙いなのです。まさに脅しです。

こういう人を外すことを許したら、どんどんエスカレートして行きます。私の駄文など発刊禁止になりかねません。そして、9条改定に反対する人を弾圧し、日本を戦争の出来る国にしようとしているのです。

自画自賛の極みですが、学問の自由について、これほどよくまとまった本は、あまり無い気がします。この本は、私としてはよく書けたと思える本です。学問の自由という一つの「国民の基本的な人権を守り切る」ことが、日本を再び戦争の出来る国にしないために絶対不可欠なのです。「日本は好戦国家、日本人は好戦国民」などと言われないように、ここで踏み止まらなければならないのです。

学問の自由を菅政権に侵害されないよう目を光らせたいたいものです。この事務所便りをお読み下さっている皆様には是非お読み戴きたく、謹呈いたします。まわりの人にもご紹介ください。

